

別記第8号様式（第7条関係）



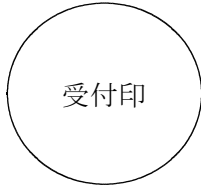
循環資源利用促進税特別徴収義務者証返納書

特別徴収義務者	住所（所在地）			
	氏名（名称）		代表者の氏名	
	個人番号 又は法人番号			
最終処分場	名称			
	所在地	(郵便番号)		
	処分場の種類	安定型 ・ 管理型 ・ 遮断型		
	設置許可番号	第	号	
	設置許可年月日 (届出年月日)	年	月	日
登録番号	第	号		
特別徴収義務が 消滅した日	年	月	日	
特別徴収義務が 消滅した理由				
最終納入（予定） 年月日	年	月	日	
上記のとおり返納します。				
年 月 日				
返納者 氏名（名称）			印	
北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） 様				

※ 処理事項	廃棄物所管課確認年月日	年 月 日		
	登録マスタ	義務者証返納確認	義務者証廃棄確認	回 付 欄

注意 ※印欄は記入しないでください。

別記第17号様式（第12条関係）



循環資源利用促進税最終処分場埋立処分終了（休止）届

申告納税者	住所（所在地）			
	氏名（名称）		代表者の氏名	
	個人番号 又は法人番号			
最終処分場の概要	名称			
	所在地	(郵便番号) (電話番号)		
	処分場の種類	安定型 ・ 管理型 ・ 遮断型		
	設置許可番号	第	号	
	設置許可年月日 (届出年月日)	年	月	日
埋立処分を終了 (休止)した日	年	月	日	
最終納付 (予定)年月日	年	月	日	
上記のとおり、最終処分場における埋立処分を終了（休止）したので、届け出ます。				
年 月 日				
届出者 氏名（名称）			(印)	
北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） 様				

※ 処理事項	廃棄物所管課確認年月日	年 月 日
	登録マスタ	回 付 欄

- 注意 1 不要文字を消して使用してください。
2 ※印欄は記入しないでください。

別記第18号様式（第13条関係）

その1

(表)

更正
循環資源利用促進税決定通知書兼納入（納付）告知書
加算金決定

特別徴収義務者 申告納税者	住所（所在地） 氏名（名称）	徴収原簿番号
最終処分場	所在地 名称	

期間	区分	不足税額の算定			加算金額の算定									
		課税標準 (搬入重量)	税率	税額	申告書提出期限 申告書提出年月日	過少申告加算金			不申告加算金			重加算金		
						算定の基礎税額	率	金額	算定の基礎税額	率	金額	算定の基礎税額	率	金額
年月日 月日	更正分	トン	円	円		円	$\frac{\quad}{100}$	円	円	$\frac{\quad}{100}$	円	円	$\frac{\quad}{100}$	円
	申告分						$\frac{\quad}{100}$			$\frac{\quad}{100}$			$\frac{\quad}{100}$	円
	不足分						$\frac{\quad}{100}$			$\frac{\quad}{100}$			$\frac{\quad}{100}$	円
年月日 月日	更正分	トン	円	円		円	$\frac{\quad}{100}$	円	円	$\frac{\quad}{100}$	円	円	$\frac{\quad}{100}$	円
	申告分						$\frac{\quad}{100}$			$\frac{\quad}{100}$			$\frac{\quad}{100}$	円
	不足分						$\frac{\quad}{100}$			$\frac{\quad}{100}$			$\frac{\quad}{100}$	円
年月日 月日	更正分	トン	円	円		円	$\frac{\quad}{100}$	円	円	$\frac{\quad}{100}$	円	円	$\frac{\quad}{100}$	円
	申告分						$\frac{\quad}{100}$			$\frac{\quad}{100}$			$\frac{\quad}{100}$	円
	不足分						$\frac{\quad}{100}$			$\frac{\quad}{100}$			$\frac{\quad}{100}$	円
不足分計				①			$\frac{\quad}{100}$	②		$\frac{\quad}{100}$	③		$\frac{\quad}{100}$	④
納入（納付）期限				年 月 日	納入（納付）すべき金額①+②+③+④					円				
納入（納付）場所				北海道指定（収納代理）金融機関・北海道収入取扱員・道内郵便局・北海道税の収納を取り扱うコンビニエンスストア										

上記のとおり決定しましたので、通知します。併せて、納入（納付）すべき金額を納入（納付）期限までに納入（納付）書によって納めるよう告知します。
(根拠法令—)

年 月 日

様

北海道 総合振興局（ 振興局長、札幌道税事務所長）

◎裏面の注意事項をお読みください。

- 摘要 1 重加算金の算定の基礎税額欄は、不足分の税額のうち、課税標準の算定の基礎となるべき事項について隠蔽し、又は仮装した部分に係るものを記載する。
2 不要文字を消して使用すること。

(裏)

- 注意
- 1 納入(納付)期限までに納めないときは、督促状が発付されます。
 - 2 納めるときは、不足税額(その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に、その申告納入期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(この告知書による納入期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合(その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。))とします。また、平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納めてください。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。
 - 3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
 - 4 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます(審査請求をする場合は、審査請求書を当該審査請求に係る処分をした総合振興局長等を経由して提出するようにしてください。)
 - 5 この処分について不服がある場合には、4の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又はこの処分を行った総合振興局長等の所在地を管轄する地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
 - 6 この処分については、4の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません(地方税法第19条の12)が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

循環資源利用促進税不申告加算金決定通知書兼納付告知書

特別徴収義務者 申告納税者	住所(所在地) 氏名(名称)	徴収原簿番号
最終処分場	所在地 名称	

期 間	申告書提出 期 限	申告書提出 年 月 日	申告税額	算出基礎税額	率	不申告加算金額
年 月 日～ 年 月 日	・	・	円	円	$\frac{\quad}{100}$	円
年 月 日～ 年 月 日	・	・	円	円	$\frac{\quad}{100}$	円
年 月 日～ 年 月 日	・	・	円	円	$\frac{\quad}{100}$	円
不申告加算金額の納期限		・	納付すべき加算金額			円
納 付 場 所		北海道指定(収納代理)金融機関・北海道収入取扱員・道内郵便局・北海道税の収納を取り扱うコンビニエンスストア				
上記のとおり決定しましたので、通知します。併せて、納付すべき金額を納期限までに納付書によって納めるよう告知します。(根拠法令—)						
		年 月 日	北海道 総合振興局長 (振興局長、札幌道税事務所長)		印	

注意

- 1 納期限までに納めないときは、督促状が発付されます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます(審査請求をする場合は、審査請求書を当該審査請求に係る処分をした総合振興局長等を経由して提出するようにしてください)。
- 3 この処分について不服がある場合には、2の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又はこの処分を行った総合振興局等の所在地を管轄する地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 4 この処分については、2の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません(地方税法第19条の12)が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

摘要 不要文字を消して使用すること。